

司法官組合の軌跡

ダニエル・ルクリュビエ
ピエール・リヨン＝カーン

中村紘一 訳

「創設後二〇年経つた現在、司法官組合の歴史が書かれ
るための時間的隔たりは、既に十分である。しかし、組合
の中には全国的指導の責任を負つてきた者は、それを
行うための最適任者であろうか？」

はしないだろうか？ この論文の必然的に限られた枠内で、
二〇年間の充実した組合活動を要約することは、その間の政
治生活、社会生活、及び司法生活、さらにはその国際的延長
をも同時に述べることになるのだから、危険な企てではなか
ろうか？

この二重の挑戦に応すべく試みてみよう。⁽¹⁾

彼等は歴史家または社会学者の能力も持たないし、彼等の
主題との必要な距離も有していない。そのことについての彼
等の望みがいかなるものであるにせよ、彼等は、いいことず
くために書く伝記作者または昔の論争をむしかえす者と思われ

司法官組合の軌跡（中村）

(1) 司法官組合へのより外部からのアプローチとしては、以下の著作が有益である。スウレス・ラリヴィエール弁護士

の「揺れ動く裁判官」(Ransay 版)、一九八七年、特に一六九頁以下。F・バビネ、G・デュブラー、J.-F・ブレ教授の IEP ストラスブールシンポジウム「裁判と政治」— Presses Universitaires d'Alsace—一九七四年の中の論文。マルク・ローブールの「彼等は赤い裁判官とよばれる」(Tema 版)、一九七六年。

既にお断わりしたように、完全を求めるることは問題外であらうが、それ自身この組合の最も特徴的なものと我々に思われたものに限定されるにしても、総括を、しかも過度の自己満足に陥ることなく、試みねばなるまい。

司法官組合が結成されたときの、その他の司法官の団体、さらには公務員の組合と比較した場合のこの組合の斬新な点の一つは、この組合が組合員の関与する領域全体にわたって活動することを基本方針としていたことであった。用語の古典的意味での組合として、司法官組合は、司法官の職能的要求を擁護し、彼等の報酬、彼等の用に供される物的手段、司法省予算の必要な増額、彼等の昇進の管理、懲戒処分を受けた組合員の弁護等々に心を配るであろう。しかし、この伝統的活動は、そのために司法官組合は多くの努力を傾けてきたのであるが、いわば二義的なものでしかなかつたのであり、活動の主力は、裁判官が意見を表明すべき全ての領域において、発言し、集団的討論を重ねることであつた。そして、裁判官が取り上げなかつた問題はほとんどなかつたのである。

ところで、非常に早い時期から——後に記すように、正式結成以前から既に——司法官組合は、同時に二つのレベルに自らを位置づけるに至つた。すなわち、裁判官の日常活動のレベルと国家装置の中における裁判の役割というよりグローバルなレベルである。

まず、当然の事ながら、裁判官に行動を指令することによって、どんなやり方でにせよ、組合が司法官に付された事案に干渉することは問題外であった。仮に司法官組合がそのようなことを考えたとしたら、誰も司法官組合を許しませなかつたであろう。反対に、司法官の職務について、特定のタイプの事案の考え方について、我々が取り組むべき訴訟の性質について、および我々が見落としている訴訟について、一緒に皆で考察すること、技術を探求すること、すなわち、我々の関与の目的によりよく適合した職業上の慣行を探求すること、そしてその目的そのものについてもよく考えてみると、外見の背後に隠されている実体を暴露すること、以上の二つが我々の関心事の一つであつた。

他方、司法官の組合として、我々は、国家の中における裁判の位置を擁護しなければならなかつたし、かつ、そのため

に、司法権は憲法上個人的自由の保障者であること、したがつて、個人的自由が問われている場合にはいつも司法官は発言権を有しているのだということを思い起こさせなければならなかつた。それゆえ、以上の二つの側面からこの二〇年間の組合活動を検討することにする。

しかし、この間、これらの問題の理解が進展したことからかとなつた。

司法官組合が自らと外部に対し、その特有のイメージを形づくつていった試行錯誤の時期の後、次いで、激しい意見の対立のなかつたわけではない内部討論と結び付いた考察の掘り下げの時期の後、司法官組合ははつきりと弱体化した。そしてそれは、司法官組合が歴代の司法大臣とますます敵対するようになり、そのうちの一人であるペルフィット氏が、恐らく好機到来と判断して、彼が「徒党」と呼んだものの排除工作（撲滅工作）といつてもよからうを開始していただけにいっそう深刻であつた。

この態度の結果は裏目に出で、組合の陣営の強化を招き、「治安と自由」法が地平線上に現れてきたときには、コンセンサスが回復された。ペルフィット氏が相対的に自由主義的な体制から権威主義的な体制へ移行した時、すなわち、ほぼ一九

七八年末には、かくして、組合活動の新たな時期がペルフィット氏の「治世」のさなかに始まつてゐたのであつた。組合は体力を回復し、巻き返しをはかり、そして、左翼が政権に就いたときには、相対的により落ち着いた新たな経験、すなわち、現政権に対する批判的支持の経験を生きる覚悟を決めるのである。

司法官組合の誕生とその安定の追求 (一九六八—一九七八年)

我々の知つてゐるエドガール・フォールの警句に、「ほら、あそこに現状維持主義がやつてくるが、あいつのとめかたが分からぬんだ」というのがある。

この警句は、おのずから先輩たちに礼儀を欠く若い世代の司法官たちの感情をよく現していた。彼等は、ミシエル・ドウブレによつて一九五八年に創設された司法研修所を卒業したばかりで、その数は十年後にも二〇〇名を大して越えていなかつた。彼等の理想、彼等のヴァイタリティーと彼等が裁判所修習のあいだに見出したものとのあいだのギャップは大きかつた。彼等は、当初は司法修習生在学・同窓生の会(A.A.)に結集していたが、一九六七年の末にはそのうちの何人かは、これまで余りにも同窓会にとどまつてゐたこの会を

組合に改組する必要があるのではないか、そして同時に、当時の採用者の数の少なさにもかかわらずより急速に適切な代表性的のレベルに到達するために、この組合を司法研修所卒業生だけではなく全ての司法官に解放すべきだと考えていた。それに、当時あった司法官の団体は、全然魅力的でなく、そもそも若い司法官はほとんどいなかつた。一つは最近出来たもので、余りにも現政権の息のかかり過ぎているようと思えた。もう一つのほうは、もっと古いが、余りにももっぱら同業組合主義的であるようと思われた。この点に関しては、一九六二年から一九六七年まで司法大臣であつたジャン・フワイエ氏が、一九八一年一月に出版された論文中で、これらの団体に対して示している過激かつおそらくは極端な意見を引用すれば足りる。この意見は、司法官組合に対する間接的かつ全く心ならずの賛辞となつてゐるのである。すなわち、「複数組合主義によつて普通に生じる汚染と競争の効果によつて、旧型の組合運動は、その構成員のために昇進を、またその幹部のために勲章を権力からもぎとることでは満足できなくなつてしまい、権力を行使することを同様に夢見るようになつた。」(Pouvoirs誌第一六号、「裁判」、二七頁)。

原則的諸決定が発起人たちによつてなされたのちに一九六八年五月事件が空爆したが、発起人たちはこの様な情勢にも

かかわらず六月八日に予定されていた設立総会を延期しないことに決めた。聖靈降臨節のウイークエンドがゼネストを終了させた後、新組合の規約案を手にフランス全土から参集した司法修習生在学・同窓生の会の会員およそ一五〇名が出席し、大した議論もなしに、すべての司法官に開かれた司法官組合の創立を可決した。⁽¹⁾

(1) より詳細については、「裁判」(司法官組合の機関誌)一九七八年一〇月号通算第六四一六五号を読まれたし。この号は、司法官組合結成一〇周年記念特集号である。また、スウェーデン・ラリヴィエール弁護士の「揺れ動く裁判官」一七六頁以下も参照されたい。

この組合創立は、マスコミに知らされていなかつたので、まったく報道されなかつた。しかし、司法職団内部では、成功は急速であった。すなわち、全体で四四〇〇人の司法官がいるうちで、組合加入者は、三週間に四〇〇名、一〇月一〇日には六〇〇名、一九六九年三月初めには九四〇名であった。かくして、すべての司法官への開放と代表性獲得の賭は成功したのであつた。

ところで、創立者たちによつて追求された目的は何であつたのか? 何をするための組合なのか?

この事は、設立総会の際に討議されたごく少數の問題の一
つであった。加入が明確な基礎に基づいてなされるためにま
ず目的を明確にすべきだと述べたものたちもいた。彼等の立
場は論理的にはその通りであったが、適切にも多数派によっ
て退けられた。もしそうならなかつたなら司法官組合は誕生
していなかつたであろう。

実は、非常に注意深い観察者たちなら、一九六八年五月二
三日付のルモンド紙上に、A.A.A.A.J. の署名入りで、司法官
組合が設立されるらしい」とを告げる記事を読んだことがあ
ったかも知れない。その記事は、特に、「司法権が、強力な利
害関係を危険にさらし、いずれにせよ国家的事件になる重大
な紛争を審理しなければならないときには」、司法官のキャリ
アの真の支配者である執行権との関係では、司法官の独立は
神話的性格を帯びることになりはしないか、と自問している。
司法官組合の規約は、司法官組合に、今し方述べた方針に
したがつて、「司法権が完全に独立してその使命を行使できる
よう注意を怠らない」という伝統的目的を与えるであろう。
しかし実際には、初期の司法官組合の活動を間近から研究し
てきたデュプラ教授が大変正當にも述べているように、「司法
官たちが組合を作つたのは事實だが、それは、あれこれの目
的のためというより、『行動する』ためである」（『裁判と政治』

—EPストラスブールシンポジウム—Presses Universitaires d'Alsace 一九七四年、一一一六頁）。そして、やんに付け加えて
いうならば、それは現実の流れを変えるためであつたのであ
る。

したがつて、世に出たばかりの司法官組合を特徴づけてい
たのは、あらゆる明確なイデオロギーを欠いていたこと、す
なわちブルグマティズムと具体的有効性とに大いに配慮しな
がらの司法問題に対する制度的アプローチであつたが、やが
てすぐに二つの他の特徴が加わつた。すなわち、外部への非
常に広範な開放を意味する裁判の孤立からの脱却の意思、な
らびに、裁判官の問題と同時に裁判を受ける国民の問題に常
に取り組んで行くよう配慮すること、がそれである。

この事こそ、いかにして司法官組合が裁判をその孤立から
抜け出させ、かつ、裁判の運営そのものに内部から働きかけ
るよう努力してきたかを検討することによって我々がこれか
ら確かめようとしていることである。そして、最後に、組合
そのものの運営方法について考察すべきである。

裁判をその孤立から抜け出させる」と

」の方向で行動するためには、特有の活動を展開すると同
時に他の諸組織と共に行動しなければならなかつた。

a) 我々の組織のユニークな点の一つは、組合にその機会が与えられた場合には何時でも、基本的自由が危険にさらされたときには即座に行動を起こし、法案が施行されれば生じ得る危険を公然と告発したことだったかも知れない。以下の場合がそうであった。すなわち、一九七〇年四月の対破壊活動者法、この法律は集団的責任の原則を定めるものであった。

一九七〇年一二月の麻薬取締法、同法は、市民の住居の夜間の家宅捜索ができるようにし、かつ、警察留置期間を一日から四日に延長するものであった。一九七一年六月の結社の自由を侵害する法律、身元確認に関する法律、自動車検査に関する法律、一九七六年四月の凶徒結社罪ならびに武器携行罪に関する法律等の治安法律（これらの法律は後に述べる一九八一年の「治安と自由」法の先駆けを成すものであった）。

(2) さまざまに立場を異にするジャーナリストたちが司法官組合のイニシアティヴを非常に高く評価した。ルフィガロ紙のD・ペリエリダヴィルやロロール紙のJ・ラボルドからコンバ紙、ついでリベラシオン紙のコラムニストに至るまで。しかし、最も影響力の大きかったのは相変わらず完璧に事情を通じており才能のあるフリップ・ブシェの手によるルモンド紙の諸記事であった。司法官組合の大会がこの「偉大な夕刊紙」の一面の記事になつたことがなかつたであろうか？

ヴァンドーム広場（司法省）の反発は、司法省がどのような態度を表明し、また、何を問題点にしたかによく現れている。司法大臣は、司法官組合のリーダー達が慎重義務に対する重大な違反を犯しているといつて非難した。司法大臣によれば、彼等は何と立法権を（一）侵害したのである。そして、司法大臣のブレーンの一人は、我々が見解を改めないなら罷免もありうると脅しをかけてきましたのだった。

司法官組合は、時には司法官組合だけが、かつ、適時に、世論の注意を喚起し、かつ、自由を侵害する措置を変更させ

に対するすべての侵害に對して世論の前で反対することを任務とする精神的權威として提示し、(……)もつて我々の社会において有用な社会的役割をふたたび見出すことを目的とするよう」努めていたのである（第三回大会報告　一九七〇年一月、「裁判七〇」第八号、XIX頁）。

実際、ジャン・フワイエ氏が全く適切にも述べているよう（前掲書、二四頁）、「第三共和制の裁判は政治權力に対しても拒むものは大してなかつたので、自ら一つの權力または一つの对抗權力を自任しようという氣などさらさなかつた」のであった。そして、そのうえ、「第三共和制下でつちかわれた習慣は、体制の滅亡後も生き残つていたのであつた」

(1) フワイエ氏は、ルフィガロ紙の反響をよんだ記事において司法官組合を「國家転覆」以外のなにものでもないと非難して、司法官組合に対し激しい戦いを挑む。彼の用いた文言そのままに従えば、司法官組合のリーダー達は、当時まだ存在していた国家公安法院に訴追されかねなかつたであろう。司法官組合によつて輕罪裁判所に名譽毀損で訴えられたフワイエ氏は、第一審で有罪となつたが、控訴審で無罪とされた。

司法官組合は「司法権」のテーゼを擁護しようと思つたことは一度もないが、裁判は、場合によつては現行の規範に依

拠して、裁判に自己の決定を命じるよう努める權力に對して反対することができるほどに十分に強力な对抗權力であらねばならないと考えてきた。

しかし、自明のことではあるが、司法官組合の関与は全体の一要素でしかなかつたのであって、肝要なことは、裁判官自身が、裁判官に憲法上与えられていて、しかも引き受けるのに大変困難を感じてゐる役割を演じることができるようにすることであつた。

この目的に到達するためには、また、裁判のすべてのパートナー達と多くの関係を結ばねばならなかつた。

b) 裁判官だけでは、その数の少ないためと明らかなる職務上の理由のために、無価値であること、そして、裁判官はまず第一に、裁判関係公務員と結びつかなければならないということを、司法官組合は急速に自覚した。そこで、一九七〇年三月に、司法官組合のイニシアティヴのもとに、「全国裁判連絡委員会」が結成された。この連絡委員会は、一七を下らない組織、すなわち、行刑行政、保護觀察下育成の公務員、裁判所書記職および司法官の代表的団体の大部分を含むものであつた。当初の目的は、司法関係予算の全体的防衛を図ることであつた。連絡委員会は、すぐに、国会における予算委員会報告者の通常の交渉相手となつた。連絡委員会は、彼等

を恼ますこの統一勢力を破壊しようと努める歴代の司法大臣との関係では、より多くの困難を経験した。たしかに、この連絡委員会を動かして行くことは大変な手間がかかった。しかし、特に、自立性を認められた地方レベルの基礎連絡委員会の設置のおかげで、構成団体相互の間での諸問題の理解がより深められ、また、構成団体相互の活動を一致させることが必要なことが、ますます自覚されることになったのであった。

一九七三年に、今度も司法官組合のイニシアティヴのもとに、「マスコミ、警察および裁判」を結集する第二の連絡委員会(CPPJ)^②が誕生した。ジャーナリストと警察官の主要な諸組合によって共同で推進された研究の成果は、時には共通の態度の表明にまで進んだのであつたが、それ自体、別に詳述するに値するものである。少なくとも全国レベルにおいては、緊密な関係が結ばれ、共同の考察の推進が可能となつた。地方レベルにも「マスコミ、警察および裁判」連絡委員会が結成された。

(2) 特に、全国ジャーナリスト組合(SNJ)、司法官組合、フランス弁護士組合(SAF)およびFASP。

「新しい刑事裁判」は、原則として刑法および刑事手続法上の問題について、弁護士組織と司法官組織の全体を結集するものである。若干の改革の際のこの組織の役割は無視しないものであつたが、その様に大きな枠組みの中で全構成組織の一一致した見解に到達することはまれであつた。

言うまでもないことであるが、これらの結集は、その非常に簡単な構造にもかかわらず、だがしかし、数とその構成員の多様性とに起因する鈍重さの故に、單発的に関与することしかできなかつた。そして、これらの結集は、たしかに大変有利な役割をはたし、連帶を強化したのではあるが、だからといって、司法官が緊密な関係を有し、かつ、司法官組合と最も考え方の近い若干の職業組織との間の一団体の間の行動および接触を排除するものではなかつたし、第二段階においてはむしろこの種の共同行動と連絡とが重視されることになるのである。

さらに、司法官組合は、当初の交際範囲を広げて、他の同僚たち、たとえば、会計院CFDT支部や行政裁判所組合ばかりでなく、アブリオリには当然とは言えなかつたのだが、労働組合の全国組織、特にCFDTおよびCGTと交流するに至つた。これらの労働組合の全国組織は、一九六八年一月の第一回大会のときから、「労使関係司法官委員会」の討論

に参加するよう求められていた。この委員会は、翌年、公権力によって検討されていた法案との関係で「労使関係裁判所」委員会と改称された。

同様にして、司法官の団体が自由に関する法律案の危険性について注目するよう公然と呼びかけたのは、フランスにおいては初めてのことであつたし、司法官の組合と労働者の組合との間で共同で討論が進められたのも、前例のないことであつた。共同討議を行つてゆくことを決めた際にも、我々は、慎重を期して、司法官でない組合活動家はもっぱら個人の資格で討議に参加することを合意した。労働組合中央組織は、司法官職団がたいていの場合自分自身について与えてきたイメージを考慮すれば、司法官の代表たちに対しむしろ不信の念を抱く理由がなかつたであろうか？

これらの中央組織の法対部と共同で考察を行つ慣行が出来上がり、毎年、我々の大会へ代表が参加するようになつたおかげで、解雇法制改革法案について、一九七三年五月には、司法官組合、CGTおよびCGDTが共通の態度を表明することができるまでの雰囲気が作り上げられるに至つた。このようなやり方は、今度は司法官組合の内部に、激しい論争を引き起こし、いまだに中立性の神話に執着している一定数の我が組合加入者を我々から遠ざけてしまつこととなつた。し

かし、このような方法をとつたことによつて、裁判官は皆同じでいつも金持ちの側にいるというのではなく、裁判官の代表の若干の者を通じて、労働者の関心事を理解し、かつ、分かち合うことも出来るのだということを立証するのに貢献したのである。若千の者たちの恐れに反して、司法官組合は、これらの中央組織と頻繁に接触を保ちながらも、これらの中央組織に対して完全な自律性を保持してきた。

最後に、外部に対する開放の方針は、国際的次元にまで必然的に拡大されなければならなかつた。主要ヨーロッパ諸国の司法官たちと関係が結ばれた。それは、時には、フランコとサラザールの死去以前のスペインとポルトガルの裁判官たちとの関係の如く、非公然の関係であることもあつた。そして、一九七三年には「国際裁判連絡委員会」が結成された。この委員会は、後に拡大され、「Medel」となつた。これらの外国の司法官たちは、早速、我々の年次大会に招待され、発言するようになった。ヨーロッパ各国の司法制度の運営と組織についての比較研究が行われた。ラムブランキス議員の暗殺を審理した、かの有名な乙事件の判事である我々の同僚サルツエタキス⁽¹⁾氏のための連帯行動が組織され、しかも成功したということもあつた。サルツエタキス判事は、ギリシアの大佐たちの軍事政権によって投獄され、拷問を受けていたのだ

が、司法官組合の主導したフランス司法官代表団の支援を受けることができたのである〔裁判〕第一四号、一九七一年九月、一六頁参照)。

(1) 現在、同氏はギリシアの共和国大統領である。

以上の素描の示している如く、裁判がもはや閉鎖的世界に閉じ込められていないようにするためにとられたイニシアティヴの数々は、枚挙にいとまのない程であつた。司法官はもはや一枚岩の存在とは映らなくなつたのである。しかし、司法官組合が司法制度の運用自体にもまた心を注がなかつたならば、これらのイニシアティヴは非常に不十分なものにとどまつたであろう。

裁判の運営に内部から働きかけること

司法官組合は、まず最初に、司法職団の管理運営のありかたを変えることに傾注したが、これは組合の古典的使命のうちにいることである。しかし、司法官組合の活動はまだ、裁判の生み出される過程そのものに対しても影響を及ぼしたのであった。

a) 一九六八年八月に作成された、当時の流行に従つて「司

法職団内における参加の実施」と題する、「當初の文書の一
つにおいて(バビネ、前掲書、一二六頁)、司法官組合は、長期的觀点では、單一等級制、その構成員による各裁判所の所長の任期を定めての選舉——大学の教授が学部長を選舉するよう——および、自動的かつ全員について同一でない限り司法官にすべての特典または勳章を禁止することを強く勧めている。階級制が従属の道具として非難されていたのだから、それは、等級制と階級制の廃止をただちに要求することであつた。しかし、司法官組合は、現実主義的かつ実践的であるので、さしあたりは以下の方法で司法官が裁判所の管理運営に密接に参加することを要求する。すなわち、第一に、裁判所の裁判官会議にふたたび主導性と活力を与えることによつてであり、第二に、全国レベルにおいてはすべての階級レベルから、そのレベルの各々の司法官数に比例して選舉された司法官を、職階制をそれが存続する限り管理運営することを任務とする全国的機関(司法官職高等評議会、昇進委員会、檢察官懲戒委員会)に導入することによってである。執行権に対する裁判の従属がとりわけ執行権の司法官の職階制に対する支配に起因することを確信しているが故に、司法官組合は、この支配を消滅させる性質の措置を強く勧めるのであるが、「そうであるからといって、執行権からその責任を奪うもので

はない」。実際、司法官組合は、創設以来あらゆる同業組合主義を警戒しており、「裁判官の統治」を排斥している。

以上の如き基本方針が司法官組合のドクトリンを支配していくことになる。これらの基本方針は、一部分、当時の司法大臣ルネ・カピタンにより考慮に入れられたが、ドゴール将軍によつて排斥される。裁判所所長の同輩による選挙という注目すべき例外はあるが、これらの基本方針は、ロベール・バダンテールにより一九七六年に出版された著作「自由、自由」において大筋において採用され、司法官職高等評議会の改革に関しては、一九八一年フランソワ・ミッテラン大統領候補の一〇の提案の対象となつた。以来二〇年が経過したが、依然としてこれらの基本方針は、実現さるべき改革の基礎である。

当初の二回の大会で提案されたその他の措置については、一〇年ないし一五年後になつて実現を見た。すなわち、それらの措置とは、主として、司法官をとりまいてる重苦しい秘密の解除に関するものである。司法官は、当時は、今日ではほとんど信じ難いことであるが、自分を対象とした勤務評定の内容も、自分が要求することのできる空いたポストのあることも、司法官職高等評議会に諮問されている任命案についても知らされていなかつたのである。

反対に、裁判所の裁判官会議は公式に認められたが、しかし、決定権限は全く有していない。

ブリュエリアン＝アントワ事件が世間を騒がせた際に、司法官組合は、その事件を担当していたパスカル判事がもはや組合員ではなくなつていたにもかかわらず、同判事の許可を得て、同判事の勤務評定表を公表した。その結果、予審判事の勤務評定が、事もあるうに予審判事の行つ手続きの各々における当事者である共和国検事によつて行われていたというスキヤンダルが廃止されたのであつた。

最後に、司法官組合が何年にもわたつて戦つた真の戦いについて強調しておかなければならぬだろう。この戦いは、数年の間司法修習生の過半数が司法官組合となつていたが故に反体制の本拠とみなされていた国立司法学院をその対象となつた攻撃から守り、かつ、国立司法学院をして裁判職務についての眞の考察のセンターとなすよう努め、単に職業教育学校であるにとどまらないものにするための戦いであつた。一九六七年においてさえ、労使が国立司法学院に招かれることがあつても、CGTとCFDTとは、司法大臣の命令により、それらが「革命的」組合であることを口実に排除されていたことを皆さんは御存じだらうか？ペルフィット氏の司法大臣であった当時、その当時パリ大学教授で弁護士でもあつ

たロペール・バダンテール氏が、若干の司法修習生の招きに応じて討論に参加し、あるいは講演を行うことを禁止されたことを皆さんは知つておられるだろうか？

司法官組合は、二つの白書、一つは初期教育、もう一つは継続教育に関するものを公表して、いくつかの提案を行つよう努める。司法官組合は、子供じみた内容の勤務評定および卒業時の成績順位づけに反対して闘つてゐる修習生を支援する。司法官組合はまた、パリにおける修習の廃止に反対したが、これは成功しなかつた。⁽¹⁾しかし、実利を図つて教育を否定し、かつての判事補に戻つてしまつことになるいわゆる全面実務修習を避けさせることには成功した。⁽²⁾

(1) 国立司法学院理事長たる破毀院長は、ある報告書の中で、パリでは、司法修習生たちは、当局がその「過保護な母親または番犬」の役割を演じることができないだけにより一層「暇がある」とことを強調しなければならなかつた(L・ジヨワネ、「裁判官教育」「プロジェクト集団」、一九七二年五月、六二六頁。「あらうことか！」参照)。

(2) 司法官組合とENM-JFの危機、ブレ、「裁判と政治」、前掲書一三三頁以下。

b) 司法官組合が裁判の生みだされる過程そのものに対しても働きかけることができたのは事実であるが、それは、もち

ろん、組合加入者によつて行使される裁判職務に介入することによってではない——そのことについてはすでに強調しておいた。また、彼等に一般的の指令を与えることによつてでもない。反対に、常に公開で行われ、外部の人たちの協力を得て行われる司法官組合の討議に彼等が参加することによつて彼等組合員が影響を受けることは明らかである。それはあたかも、我々が読書から影響を受け、あるいは日曜日の主任司祭の説教がミサにやつて来る者たちに影響を与えることがあるのと同様である。⁽¹⁾

て定められているのである。

マルク・ロベールが適切にも述べていることく（前掲書五五頁）、「実践はイデオロギーから生じる、とする流布されている論理的シェーマとは反対に、この組合においては 共同一生成関係が存する」のである。

ユベール・デュジャルダンがある職業ジャーナリストに自分の取調べ室で一日過ごすことを許可した時、マスメディアと接触して裁判の運営について情報と説明を与え、司法官組合がそのことについて徹底的討議を行つてきた予審の秘密の正体を暴く意思を明らかにすることによって、彼は、司法官組合の影響をこうむつたのだった。彼は、そのことが新聞の営業部によつてどう利用されることになるのかについて、また、司法省によつてどう利用されることになるのかについて十分に予測しなかつたのである。司法省は、大喜びでこのことを司法官組合に対し利用し、初めて懲戒上の訴追を行つことによって、世論と司法界に対する司法官組合を弱体化する試みの手段として使つたのであつた。彼には、若干の組合員がそう期待するであろうことは反対に、意図的に挑発行為を行い、法律に対する違反行為を行ふことを企てる気などさらさらなかつた。これら若干の組合員は、そう期待することによって、その気はなくとも「現政権の客観的支持者とな

つてしまふのであるが、この事件を機会に、形式的法律と実質的法律を区別するあの有名な理論を作り上げ、裁判官は後者をより良く遵守させるために前者に違反することが出来る」と唱えることになるのである。

マルセイユの検事補であるエチエンヌ・チエツカルディが石油会社の事件について彼の作成した報告書を法に抵触する方向で変更することを拒み、彼が捜査を進めすぎて巨額の利益を失わせ名士たちに損害を与えないようにするためにアズブルウクに転出させられた時、彼は、おそらくは組合員たる仲間たちからの連帯をあてにできることを知つてるので勇気づけられて、自己の司法官としての自覚にもとづいて行動したのである。そして、彼に対する懲戒上の訴追がなされそうになつた時、司法官組合は、実際、一九七六年六月一〇日、象徴的ストライキの指令を発した。この象徴的ストライキは裁判の運営を阻害することなく五〇〇名から六〇〇名の司法官によつて実行されたが、ともかく最小限業務を組織する配慮は怠らなかつた。これは、司法官が正式にストライキであると称して行った最初のストライキであった。身分規程は裁判所の運営を妨げる性質を有する共同行為を禁止しているが、司法官組合は、第一回大会時から既に、ストライキを「労働組合権（团结権）の行使と不可分の行動手段」とみなしてい

たのであつた。この事件は、検事局構成員の身分規程についての考察を大いに深める契機となつた。検察官は、階級上の従属下におかれているが、司法官である限りはその独立が憲法典によつて保障されている司法権の不可分の一部を成しており、したがつて憲法典上の保障を享受しなければならない。このことは、とうとう、昨一九八七年、アバブ事件において検察官懲戒委員会によつて出された答申によつて正式に認められることがなつた。

小審裁判所判事であるクロード・ジョリが、彼女の上司と意見が合わず懲戒上の訴追の対象となつた時、彼女もまた司法官組合の影響を受けていたのである。彼女の場合は、彼女の扱つた支払い命令手続き請求事案において、内容の審査をせずに支払い命令に署名することを拒み、もつて当該裁判所管轄区域内の金融会社と執達吏の活動を阻害したというのがその理由であった。そして、彼女のケースは、上記の諸事件の場合と同様、司法官組合の範囲をはるかに超えて自覚を促す契機となり、司法官組合による「日常裁判について語る国民会議」の組織に結実したのであつた。今日、いかなる真面目な小審裁判官も、支払い命令の請求を裏付けるのに十分な証拠資料を要求する必要性に異議を唱えていないので、債権者の中には、それほど厳いでないこともある商事裁判所に不

服の申し立てをする者もでてきている程度である……。

最後に、パトリス・ドリシャレットが、裁判官が考慮に入れなければならない価値の尺度をすらすことにより、また、あまりにもしばしば見失われていた平等原則を導入することにより、重大な労働災害死亡事故の後、ある使用者を勾留状の下においていた時、彼はおそらく一種の組合的教養の影響を受けていたのであり、その教養が、労働者の組合組織との頻繁な接触を通じて、労働界の実情をだんだんと彼に分からせるようになつたのである。しかし、彼の決定は彼自身を拘束するものでしかなかつたのだが、——そして、彼の決定については司法官組合は全く無関係であったのだが、——急速に彼自身の思惑を超えてしまい、そして、至る所で非難されていたドリシャレットを励ますだけにとどめていた司法官組合に対して向けられた「イデオロギー闘争のシンボル」となつた。いずれにせよ、この事件が大変な反響を呼んだおかげで、司法官組合のイメージが作られて行つたのであるが、もつと重要なことは、この事件のおかげで労働災害死亡事故件数が一九七四年の二二一七件から、一九七九年の一四八四件へ、そして一九八六年には九七八件まで減少して行つたことである。

これらの「事件」以外にも、——これらの「事件」は、発

端は日常の平凡な裁判事件であつたに違いないのだが、それ

らがひきおこした反発が異常に急速であつたために「事件」になつたにすぎないのだが——、司法官に現行法制度を適用させるための司法官組合の試みの他の多くの例を挙げることが出来たであろう。例えば、司法官がその個人の自由の保障者の役割を果すために、司法警察署における警察留置の監視を実行することを促したり、または、貧乏人ほど影響をこうむることの大きい過度の裁判費用に対する苦情に応えるために裁判補助者の手数料明細表を監視するよう促したりしたことが挙げられよう。

しかし、肝要なことは、司法官たちが、司法官組合が存在している事実そのものの故に、——そして適切かつ効果的な諸制度が確立されない限り——、もはや自分たちが孤立しているのではないと感じており、かつ、必要な場合には彼等の組合員たる同僚と司法官組合自体の連帯に訴えることができることを彼等が知っていることであるようと思われる。もつとも、司法官組合としても、事情に応じて組合の支援を調節できなければならないのがだ。

司法官組合の現在の時期について述べる前に、どのようなやり方で司法官組合が活動し、決定を行つているかについて、要するに司法官組合の内部生活について、ごく大雑把に述べ

ておくべきであろう。

司法官組合の内部生活および その運営方法

司法官組合の規約は、当時の司法職と諸組織において認められた主要な欠陥に対する反動で、少なくとも規約が作成された時期においては、この種の組織としては相対的に型破りな若干の原則を定めている。

——再選のみが可能な、任期二年で選舉される役員の交替制。ただし、被選舉欠格期間は二年間にとどめる。我々は、こうして内部において官僚的権力が生まれ、若干の者が権力を掌握することを避けようとしたのだった。さもないと、組合内部の階級制が生じかねなかつたであろう。

——全国レベルで選出される役員の過半数は、当時司法官の過半数を占めていた、司法階級上の基礎等級に属していなければならず、かつ、同一の比率で地方出身者でなければならない(司法官は主として地方出身者で占められているが、パリの比重は相変わらず圧倒的である)。

——地方選出委員たる組合代表委員は、全国選出委員たる評議員と協力して司法官組合の政策を決定する。

一九七〇年からは、委任による投票は、規約の変更に

ついてでなければ、もはや認められていない。すなわち、直接民主制が代表民主制より重視されている。
——オレゴン事件の後、各々の裁判所に属する組合員を結集している支部は、固有の法人格を承認されることになる。

(1) トロワ大審裁判所の組合員たる司法官たちは、代訴士会長の抗議の後、裁判所長が、同僚の一人を、職務を熱心に遂行しすぎたとして訴訟費用査定判事の職務から外すことを認める決定を下したことに対し、激しく抗議した。彼等は、「戒告」という懲戒処分に付されたが、この処分に対しコンセイユ・デタに不服の申し立てを行つた。

これらの規約上の特徴は、組合に絶えざる更新を強制し、誰一人否定する者のない活力を組合に与えてきたのである。これらの規約上の特徴は、とりわけ、司法官たちに、彼等の職業を支配している諸原則とは反対の諸原則に基づいて設立された組織が存在し得ることを示し、そして、彼等に、司法組合の内部に存している自由、民主主義、階級の不存在の可能性を司法制度の中に取り入れる意欲を与えたのであつた(前掲書、マルク・ロベール、六七頁参照)。頻繁な役員の交替は、おそらく、司法官組合を長期的には弱体化させた。しかし、司法官組合が代表している司法界においては、この欠点

は、今になつて見ると、職業上の階級制と平行して組合内部の階級制が作り出され、またおそらくはそれが原因で権力獲得闘争が行われることから生じるであろう欠点よりは小さいもののように思われる。

直接民主主義という賭は、ジャコバン主義的発想の実践により強化され、ガラス張りの名の下にすべての組合員が指導機関、すなわち、執行部および評議員会の討議に参加することを許されたばかりか奨励されさえもしたのだが、今から見ると、おそらくより慎重に評価しなければならないであろう。

(2) 面白いことに、一七八九年にすでに、民主主義の訓練の場となつていた三身分会議の討議に公衆が参加することの是非が議論されている。第三身分代表議員のヴォルネーズは公衆参加を断固として支持した。すなわち、「彼等がいることは我々に着想を与え、我々を活性化する……。彼等の参加は、祖国を愛し、救おうと欲している人士の勇気は何物も付け加えはしないが、裏切り者や臆病者を赤面させるであろう……。」この問題は、司法官組合においては全く同一の文言では提示されなかつた……。

直接民主主義は、おそらく、組合員たる司法官の領域と組合の領域、それに市民の領域に属する事柄の間の頻繁かつ殘念な混同を助長した。直接民主主義はまた、司法官組合の構

成員の不十分な数（約一〇〇〇名）のゆえに、また、組合生活

が結局派閥闘争になってしまい、分裂が生じることになる危険があるがゆえに、組織された派閥を作らなかつたために、強力な少数派の影響力を助長した——そのようにすることが

当初から目的とされていたのであって、そうなつたことを後悔する理由はない。ただし、これらの少数派が、——いつもそつだつた訳ではなかつたのだが——、多数派の意思を無視してしまふことにならぬよう自主規制を行う必要性を自覺していることが必要であった。さもないと、司法官組合はその信用とその力を必然的に失つてしまふであろう。さらに内部の危機状態がうまく解決されないで、一時期、司法官組合書記長が第九回大会（一九七六年一月）のその報告において冷静に指摘したように、「意見の相違の表明の可能性がだんだん無くなつて行つてしまふ」事態におちいったこともあつた。

組合的ユートピアの限界がそこに示されていたのだった。肝要なことは、そのことを自覚し、かつ、この成長の危機の時期を乗り越えて行くことに成功することであった。とはいへ、このことは、最初の一〇年間の組合生活の大間にプラスの成果を消し去るものではない。

司法官組合は、こうして、これから検討されることになる

巻き返しの時期に入つて行くのである。

討論があり、口論があり、行動があつた。その間、周囲では、我々がはつきりとは気付かぬ間にすべてが変わつていつた。

司法官組合では、リーダーは交替制だつたので、広範な社会的変動に対処するのは対策検討チームの仕事だと思われていた。

司法官組合の創設者たちは、特にアルジェリア問題に関心を寄せてきたこともあって、進んで発言し、ついで外部とコメントクトをとり、裁判官の操作を可能にしている身分規程上の弱点を告発し、司法官の従属を強化しているキアリアシステムそのものを糾弾した。

つぎに彼等は、法と裁判を、「権力と金」、「裁判と所有権」というユダヤ教的・キリスト教的・マルクス主義的思想のふるいにかけた。

彼等は、自分たちを位置づけ、司法官組合を自由の保障者として位置づける見識があった。市場法則とは別の理想を渴望している社会において、これは大成功だつた。しかし、組合運動という形を選んだことにより、テーマとして取り上げた事柄により、その当時の市民社会の中における「司法官組合運動」は、自らの陣営を選んだのであり、「敵」陣営も待ち

構えていたのだ。組合の内部に強い緊張が作り出されていった。

六八年当時学生だった新しいジェネレーションは、逆説的ではあるが、ほとんど政治化していなかった。彼等が司法官の道を選んだのは、司法官組合が突破口を開いてくれたおかげで、この職業が彼等の個人的考え方と相容れるもののように思われたからでもあったからなのだ。

彼等は全く新しいスタイルで自由の擁護を実践してゆく。

それは、兵士委員会、反精神医学、女性解放闘争、受刑者行動委員会の時代だった。

この新しいジェネレーションは、あなたがたはしゃべるばかりで何もしない、といって旧世代を大いに非難した。小審裁判官、少年裁判官等の職務別のグループがいくつか生まれた。一九七五年の末から事件がいくつも勃発する。旧い理論が刷新され、新しい実践が生まれていったが、それには大変な困難が伴つた。かくして、警官、執行吏、社会復帰訓練士といつたいくつかの職業が順番に衝撃を受けるのが見られることになる。

それらは、実のところ、慣行により、時に、しばしば、本来の道をそらさせていた法律をまともに適用したにすぎなかつた。

もつとも激しくゆさぶられた職業は、当然のことながら、司法官組合がすすめていた職階制反対闘争の目標となつた司法官職であつた。

金持ちから弱者をまもる保護者である国家は、個人の抑圧者である怪物国家になつてしまつた。極め付きの国家装置である裁判は、すべての者にそして各人に、裁判の抱えている問題をよりよく解決する任を委ねる義務がある。

「裁判官の死」が、「仕事道具としての法律」のテーマと混合されるようになる。事物の自然の、あるいは通常の秩序を覆すためにこの道具を完全に使いこなさなければならぬ。

裁判は、または、少なくとも組合員たる裁判官は、国家権力の中枢にある対抗権力なのだ。権力の奪取が目的ではないのだ。だから、元司法大臣フワイエ氏と司法局長になる前は幾人かの司法大臣の技術顧問をしていたサドン氏は、権力奪取を狙う組織として司法官組合を非難したが、間違つていたのだ。支配的思考法の価値とは別の価値の表現を助けること、少なくとも別の考え方があることを示したかつただけなのだ。

司法官は、少しづつ、昂然と胸を張つて、一定の社会に所属することに伴う譲歩に気を配ることなくその職務を遂行しはじめた。

実践は常に軋轢を引き起こす。懲戒事件が相次いだ。予審判事では、デュジャルダン、ドリシャレット、検事局ではチエツカルディ、そして小審裁判所のクロード・ジョリ。パリ裁判所に対する攻撃やドゥエ控訴院の判例に対する攻撃は、司法職団内のみならず、司法官組合内部にも極度の緊張をもたらした。懲戒事件は、各人を、裁判するというその主要な任務に立ち戻らせた。それで正しかったのだろうか？ それで立派にふるまつたといえるだろうか？ そうする以外に道はなかつたのだろうか？……司法官組合は分裂の瀬戸際に立たされた。分裂を避けるためには、一九七六年から一九七八年まで書記長の任にあたつたジエラール・ブランシャールの鋭敏な感受性と知性に全面的に頼る他なかつた。というのは、懲戒事件のおかげで組合内部の政治的討論が激化し、收拾が困難になつていていたからである。

社会的には、経済危機が現れ始めていた。権力は、勢力を増す左翼に直面して弱体化していた。権力は、治安をテーマに据えて、不信の念をつのらせていく選挙民を建て直し、動員しようとしていた。

我が組合青年層の神童、ユベール・ダルは、執行部報告において（一九七六年一月）、イデオロギー的武器としての治安を分析した。この報告は、正当にも今日なお、有名である。

左翼の価値である「自由」に対立する治安というテーマは、政府権力に対し、警察^{II}裁判国家の中核的部分の動員を示すこと可能にした。このテーマは、次の〇〇年間、政治的、社会的論議の中心にあり続けることになるだろう。

新しく司法大臣になったペイルフィト氏は、一時期躊躇したのち、元情報相としての専門知識を最大限に利用して、このテーマを徹底的に利用していく。

司法官組合は、懲戒上の訴追によつて分断され、弱体化した。普通の組合員たちが離れていた。

ヨーロッパの二大国ではテロリズムに直面していた。「赤い旅団」が制度的に弱体なイタリア国家を脅かしていた。ドイツでは、「バーダーグループ」が、かつてない程巧妙かつ精緻を極めた警察の反撃を招いていた。

フランスでは似たような現象は全く無かつたが、それはおそらく、政治的反対勢力が十分に強力かつ多様に存在していて、社会の変革を求める多様な意思が表現されているからだろう。だからといって、当時の政治権力がこのテロ現象を、国民を安心させ、権力を維持するために広範に利用するのが妨げられたわけではない。

承知のごとく、治安に関する領域において、支配者どもは、許しがたいことに、テロリスト、犯罪、社会紛争といったす

べての問題を常に一緒ににして取り扱う。これらの問題のおのが、こんどは、テレビでジッケルがいう「フランス人は恐がっている」というあの有名なせりふを補強し、正当化するために利用されるのだ。

テロリストについて、司法官組合は、その歴史上もつとも困難な一時期を体験することになる。すべての者がアブリオリに非難している事柄について、アブリオリに非難されるべき事柄について、どうやって議論できるのか。単にそのことについて語るだけで、それ 자체、この現象に対する譲歩にはりはしないのか。

当時の極度の緊張状態にもかかわらず、それ自体デモクラシーの偉大な教訓なのだが、このテーマに関して即座に大会を組織し、成功させたことは、組織に感謝しなければならないであろう。このことは、多くの概念、とりわけ、弁護の役割、または他の側面では、民族に対する抑圧という情況によって正当化される暴力行為の役割（一九四〇—四年のレジスタンス、植民地化された国々における解放運動）を解明するこ^トと可能にするであろう。

一度にわたり司法官組合本部はテロ攻撃の対象となる。そのたびごとに、司法官組合は、「表現の自由こそ暴力に対する主要な武器である」という簡潔な言葉で応えるであろう。

一九七七年の大金直後、司法官組合副会長、モニク・ゲマンは、彼女が公判廷で、バーダーグループの何人かのメンバーノの弁護人であつたドイツ人弁護士、クラウス・クロワツサンのドイツへの引渡しを非難したことを理由に訴追されていることを知らされた。

政府は、難しいテーマについて、微妙な時期に、司法官組合に正面攻撃をかけることを選択し、司法官組合を守勢に追い込んだ。しかし、それは攻撃の始まりにすぎなかつたのだ。自らの哲学と（バール氏によつて指導された）当時の政府の治安に関する諸提案を合わせて、ペイルフィット氏はいわゆる「治安と自由」法案を国会に提出することになる。この法案では、治安の名において多くの自由の見直しが謀られている。法案は故意に、テロリストの取締りと普通法上の犯罪と社会運動の取締りを混ぜ合わせていて、経済的危機がローレヌ地方を打ちのめしており、ずっと継続する気配だつた。政府は戦いに備えていた。裁判官が信用できなかつたので、法案は裁判官の裁量の余地を殆ど残さぬようになっていた。刑法上の構成要件は曖昧で、罪名確定が不可能な場合が多數あつた。この法案の哲学は、数年後の右翼の自由主義的大方向転換をはつきりと示していた。それは、戦後の人間中心主義と戦後一貫して行われてきた刑事政策からすると、一步後退であつ

た。社会復帰政策は放棄された。もはや取締りに勝るものはない、「正当防衛」が全面的に認められた。フランス国民はそれを悪くは取らなかつた。

司法官組合は、戦いに全力を投入して立ち上がり、多数のブックレットと組合機関誌「裁判」の特集号を発行し、協力者の動員に努めた。

左翼は、政権奪取戦略上、積極的には反対しなかつた。左翼はそれでも、散發的にだが、国会でいくつかの記憶すべき修正動議を提出して戦つた。

驚くべきことと思われるかも知れないが、司法官組合がそ の最良の同盟者の一つを見いだすのは、警察において、特に F A S P においてであった。一九四五年以後に形成された警察の共和主義的伝統は、単なるお題目ではなかつたのだ。どのようにデモを鎮圧するか、治安上の諸問題をどう扱つかは、警察にとっては第一の関心事なのだ。

ペイルフィト氏は、裁判官に対し未曾有の攻撃を仕掛けた。死者やまだ血まみれの負傷者の写真をいっぱいに詰め込んだパリマッチ誌。タイトルは「裁判官達よ、フランス人はお前たちが嫌いだ」。この同じパリマッチ誌は、何年か前には、表紙に「赤い裁判官達」というタイトルを載せた。このレッテルは、あんなにも長く、今にいたるまでなお司法

官組合に付きまとつてゐるのだ。政治的レッテル張りの見事な手並み。

勢力を増す野党の脅威に直面して、政府は、ここでいわば最後の勝負を賭け、古くからの手慣れた手口を使って、聞分けのない選挙民を政府の側に連れ戻そうとしたのだ。政府は全方位の圧力をかけてきた。政府はなんどルモンド紙の記者達を訴追することまでやつた。

自己の譲るべき価値に対して直接攻撃を受けた司法官組合は、このイデオロギーの戦いに全エネルギー、全時間を集中した。もう、他の事柄にからまっているゆとりは無くなつた。言つておかなければならないことだが、一時期市民社会のかに生まれていた運動の大部分は解体してしまつて、兵士委員会、受刑者行動委員会、そして女性解放運動さえ、消滅するか弱体化していた。

裁判所においては、実践上の戦いがより個人的に、上司に對して��けられていた。上司たちは、多年にわたり彼等をさきに「困らせてきた」トラブルメーカーの裁判官達に、ついに、広範な支援を受けて対抗できると感じていた。

ヴエルダンの少年裁判官であるロルカが、非順応的態度を理由に訴追され、直ちに職務を停止された。司法官組合は、

バスを借りて、ヴエルダンへデモにでかけた。そして、「ロルカはヴエルダンに残るぞ」というシユープレヒコールを繰り返した。それで、ロルカの娘が、ずっとこの町に住まなきやならないのかと心配して、その晩父親に尋ねたものだ。「ねえ、パパ、ずっといるつもりじゃないわよね。」

司法官組合は孤立してしまった、と言つて、ひそかに船を下りてゆく者すべてが我々を非難した。船を下りてしまった者たちと言つべきかもしれない。何故なら、出血はもうすでに起つていたのだから。司法官組合は運命の分かれ道に立たされていた。

司法官組合は野党の中でも孤立していた。

ああ、組合結成の頃、偉大な先輩達の時代、あの頃は良かつた。でも、今は……。

もう広く認められることも、もてはやされることも、可愛がられることも、尊敬されることもなくなり、苛立たせることがあっても制度の寵児であったのに、もはやそうではなくなつたのは、つらいことだった。職歴にとつても良いことはまるでないだけに、いつそうつらかった。

リーダーの交替制をとつてはいたが、司法官組合が態度の表明をしはじめるとすぐに一定の変化が生じていたのであつた。司法官組合の側でも、集団的考察に参加しなくなつたことを理由に、ジャック・ビダルウを非難した。司法官組合は、

て、最近の対策検討チームのせいでもそつたのではない、ということは、明らかにしておかなければならない。若手の対策検討チームは、一九八一年五月一〇日、バスチーユ広場において、ペイルフィットが野次られ、彼の法律の廃止が約束されるのを聞いて、心の底から誇りに思つた。しかしまあ、あまり先回りするのよそう。

「職業上の実践」と仕事道具としての法律についての我々の見解は、新しい考察分野へ、そして、ジャック・ビダルウとの共闘という新しい分野へと我々を導いてゆくことになる。

エヤンジュの小審裁判官であるビダルウは、法の利用をその極限まで推し進めた。不況に襲われた地方のまつただなかで、偉大な法的着想力をそれらに劣らず例外的なマスメディアに対する感覚と特異な表現力とに結びつけた彼の判決の数々は、彼が自分について宣伝しはじめる前から、もっぱら噂の種になる。ジャック・ビダルウは、司法積極行動主義の論理を徹底的に推し進めたのだ。法律はさまざまに解釈できる。彼は解釈した。彼は、司法官組合に属している裁判官達を、実際には彼等の権限を使いつけていいといつて非難した。司法官組合の側でも、集団的考察に参加しなくなつたことを理由に、ジャック・ビダルウを非難した。司法官組合は、

これまで一度も、組合員に対し、彼等の職業上の活動について具体的な行動を指令したことはない。裁判官の職務についての考察を大いに進めてきた結果、新しい態度が形成されきた。が、それは全く別の事柄である。

司法官組合は、たいへん法律尊重主義であり、国家の民主的運営の一要素である裁判官の権力には敵対してきた。司法官組合はビダルウを支持した。何故なら、彼は組合員の一人であつたし、反ペイルフィット闘争のシンボルとしてはなかなかの人物だつたからだ。

組合内部においては、司法官組合は彼を激しくたたいた。何故なら、彼は、純粹に立法的な闘争にうんざりした若手の司法官達を非常に個人主義的な行動へ引きずりこんだからである。

ジャック・ビダルウは、長期間にわたつて頑張つたが、一九八一年のはじめに、とうとう司法官職から追放された。この処分の行き過ぎた性格と見せしめと威嚇の意図が明らかであつたこととが、司法官組合に、ストライキをうつことを余儀なくさせた。戦い抜くしかなかつたのだ。組合内部の理解もよく得られなかつた困難なストライキだつた。でも、当時の政治情況ではやむをえなかつたのだ。

(1) ジャック・ビダルウは、「一九八一年の大赦法のおかげで復職することになる。しかし、彼の態度がますます彼を孤立させてゆく。彼は一九八七年に繰り上げ退職したが、殆ど誰からも関心を寄せられなかつた。」

一九八一年のはじめにペイルフィット法はとうとう国会を通過した。

もはや、残された希望は一つだけとなつた……そして、叶えられるることになるのだ。

一九八一年五月一〇日、司法官組合は大きな安堵のため息をついた！ 左翼が勝利した。司法官組合が勝つたのだ。三年前、一九七八年の総選挙のときには、左翼が権力に到達する望みは殆どなかつた。それでも司法官組合は、その場合も一応検討し、批判的支持の立場を採択したのだつた。さまざまな社会運動の仲介者をつとめ、労働組合との特權的コンタクトを有していた当時の司法官組合は、強い自主性を有していた。

一九八一年には、事情は全く変わつてしまつていて。ペイルフィット時代の最後の数年間は、司法官組合は守勢に立たされっぱなしで、政治の重圧に大変苦しんだ。司法官組合の社会的仲介者としての立場は、政治的左翼の中に解消してしま

つた。司法官組合自身、そこに最後の望みをかけていたのだ。同時に、闘争を通じて、司法官組合は、ものの見方を変え、左翼の政権獲得を助けることに貢献したと確信していた。批判的支支持という理論的立場は変わつてはいないが、この立場の実際の行使は完全に変わつてしまつていて。司法官組合は、組合が支持している理想がこれからは優越してゆくことを確信していた。

一見、さつそく、予想どおりになつた。司法官組合元リーダー達のほとんどがいくつかの大蔵官房に入った。全員、第一世代のリーダーだった。事実は、司法関係以外の非常に限られた数のポストについてだつたのに、右翼は、司法官組合による司法の支配だと言つて非難した。実情を言つと、司法行政当局が、職歴上まだあまりにも若すぎるこれらの司法官達に司法行政上の責任あるポストを与えることを受け入れなかつたので、彼等は、司法職団から出て、司法的というよりもむしろ政治的なポストに就いたのだつた。もつとも、彼等としても、おそらくそちらの方がずっと気に入つただろう。

これらの活動家達（より広くは司法官組合）は、司法官組合が左翼の権力到達前に表明していた自主性の代価を支払い、社会党に対し彼等の政治的信頼性を示さなければならぬだろう。これは当然認めざるを得ないことだつたのだが、司

法官組合がそのことを理解するには若干時間がかかつた。司法官組合は、一寸の間だが、組合の活動家達がしかるべき地位に就いているのだから、ものごとは放つておいてもつまくいくだらうと思つていた。

司法官組合に属している司法官達は、反対することにはもう飽き飽きしており、はやく職業上承認されて、行動に移りたいと切に思つていた。ある意味では、左翼が権力の座に就いたことは、彼等を長い間拒んできた制度の門戸を開放することだと彼等には思えた。今やイデオロギー上の大議論を重ねるより、職業上、制度上、行動に移る時だつた。司法官組合は提案する組合運動でありたいと願つた。すなわち、たとえば任用制度の改革等、これまで概念でしかなかつたことを身分規程上の具体的な提案に変えることである。執行部は連日、各種の作業部会で時間を過ごした。

実際、左翼は、長年にわたり左翼が目的としてきたことをつきつぎに実現していく。すなわち、広範囲な大赦法、治安・自由法の廃止、国家公安法院、軍常設裁判所、行刑施設内高度保安区画の廃止、そしてとりわけ死刑の廃止、ヨーロッパ人権条約の批准、である。ロベール・バダンテールは、彼の歴史との出会いを、忘れがたく書きしるした。おかげで彼は、彼が行つたことが例外的であつたのと同じように例外

的な憎悪と拒絶の高まりを受け取ることになる。彼に対する憎悪はおそらく反ユダヤ主義によつて煽りたてられたものだつた。

自由は治安に華々しく報復した。人権連盟は偉大な勝利者となつた。

もちろん司法官組合は、この政策に賛成し、この政策が実行されるよう見守り、監視した。しかし、先輩達のネットワークも執行部に全く劣らず効果を發揮した。

政治的障害から解放されて、司法官組合は、中小犯罪の増加している事実を認めた。治安が悪いという国民の感情を否定してはならないこと、その国民感情に対処しなければならないこと、自由を主張するだけでは十分ではないこと、が分かったのだ。

裁判と警察だけでは、社会事業の助けをかりても、提携すべきである。そこで、司法官組合は、その名にふさわしい新しい刑事政策の立案に努めることになる。

一九八一年五月、司法官組合は犯罪対策地区委員会の創設を提案した。一九八一年一月の大会で司法官組合は、社会生活上のパートナー達によつて現地で行われているさまざまな活動を引き継ぐ地域刑事政策についての刑事動議をとんでもなく提出した。

司法官組合は「犯罪の処遇」について取り上げたが、これには、当時難問で、中には、「今や」責任を取つて犯罪を鎮圧しなければならないと言ひだす者も出てきた。しかし、大勢を占めたのは、制裁の多様化、犯罪の新しい形態へ刑罰を適合させること、予防、という革新的政策だった。同時に我々は、制度を窓際させそうになつてゐる大量訴訟（たとえば交通事件）から制度を解放しよつと努めた。

司法官組合は当時まで、行刑関係者との広範な接近をはかけた。行刑関係組合委員会のもとで進められた非常に重要な作業が、新たに、司法官組合の司法官達と社会復帰訓練士全組合の社会復帰訓練士達のみならず、幹部職員たると看守たるとの間わず行刑関係職員をもお互いに親密にした。看守差別の時代は終つたのだ。刑務所の変化は行刑職員の変化を通じてもなされたのだ。

警察もまた右翼と極右の潮流によつて急速に分裂させられられたのだが、裁判を自由の抽象的領域のみに引き戻してしまつた。

警察と裁判との間の断絶をなんとしても避けるために、同様な作業が警察との間でもなされた。司法官組合元会長のF・V・コルコンベの「裁判の手は白いが警察の手は汚れている、ということはありえない」というあの言葉がリヴィアイヴァルした。裁判官に、そしてとりわけ予審判事にもっと自主性を残しておきたいという意思のせいで、この位置づけは常に容易というわけではなかった。

それでも、少しづつ、司法官組合は、犯罪に対処するためには、刑事関係者だけでなくずっと広い範囲の人々の協力が必要であるという考え方を推進していく。特に、裁判、警察のみならず学校、住宅等の関係するいくつかの社会制度を効果的に結びつけることができる地域レヴェルにおいてのみであるという考え方は、全く革新的なものだった。

「社会のせいやだ、教育のせいやだ、都市計画のせいやだ」というお決まりの言い方は、とつとつ原因に働きかけることのできる手段を見いだしたのだ。

これらの考え方から出発して、またはそれらと並行して、市町村長委員会が創設され、さらに発展して犯罪予防全国評議会となつた。これこそまさに司法官組合がここ数年来達成目標としてきたことだつた。

しかし司法官組合のこの新しい方針は、バダンテール氏が

自分の政策によって作り出された反感を除去しはじめており、また、組合運動の助けをかりて政策実現をはかるという見通しの下に自由の分野での支持を期待していただけに、困難とはいわぬまでも非常に曖昧な状況をもたらした。

一九八二年の大会に、司法官組合は「連帯」、「消費」および「司法」の三大臣を招待し、司法官組合は犯罪に対処する唯一の道は諸制度間の協力であると考えていることを強調し、政府各省庁の政策が地域レヴェルで結合されることを必要であることを訴えた。

マスコミはすべて、それに当の大臣自身、これはこれまで司法官組合の大会に招待されたことのない司法大臣を招待したことなどを正当化するための作り事にすぎないと思った。

それで、司法大臣は、自分が十分に支持されていないと感じて、長い辛辣な演説をした。社会党の活動家ではなかつたバダンテール氏は、初めは社会党からも慎重に支持されていたにすぎず、彼の政策を支援する勢力といつても司法官組合と人権連盟だけというお寒い状況だつただけに、それだけ一層その演説は司法官組合に悪く受け取られた。とはいえる確かに司法官組合はもはや自由の戦略のみに立脚していたのではなかつた。司法官組合は、組合の新しい考え方、犯罪の現実、新しいアプローチによる犯罪の処遇を「受け入れてもらう」

よう努めることによって、大臣の戦略から離れてゆき、また、左翼とあらゆる理由付けを持ち出すに躊躇しない右翼とを対立させている激しい政治的論争からも遠ざかっていった。犯罪の予防と積極的プログラマティズムの考え方は自由についての論争の妨げとなつたのであろうか。決してそうではない。しかし、努力はしたのだが、両者の考え方の差はいつまでたつても縮まらなかつた。

さらに、司法大臣と司法官組合の間には他にも軋轢の種が現れてきた。任命についても身分規程についても、運営についても、司法官職においてはほとんど何も変わらなかつた。いくつかの法文上の改革が行われた。確かに重要な改革ではあった。しかし裁判官達は、民主主義の手段である裁判は変わつていなくて、それどころか関心を持たれてさえないと感じていた。まるで法文がこの現実を無視して活気を帯びることができるかのごとくであつた。司法官組合は、裁判の運営が変わり、裁判所が、職業が変わってほしいのだ。司法官職の一部が既に彼に敵意を抱いているのに、至る所から攻撃されていたロベール・バダンテールは、行動し、司法のトップ達の離反を招くことができたであらうか？人間の資質だけがその名に値する制度を作るのだとロベール・バダンテールは思つていなかつたのか？

社会党は、裁判官の大部分は保守主義者であるという政治的理由付けを盾に取ることはしないで裁判官にもつと自由を与える改革が行われるのを黙つて見ていいことができただろうか？そして大臣官房に入つてゐる我々の仲間達は同じ理由付けに対抗できなかつたということはなかつたのか？

苛酷な学習だった。われわれの友人達はそれぞれの官房で官房の仕事をした。彼等は政策を支持し、攻撃を、司法官組合の攻撃であつても食い止めた。しかも見事にそれをやり遂げたのである。

それは習得困難な制度的ゲームだった。権力と組合運動、それぞれにふさわしい地位。敵対すると同時に協力をもする異なる論理。司法官組合はこの非常にわかりにくいうゲームにあまりにも習熟していなかつた。

大半の活動家はあらゆる我慢をする覚悟ができていただけに、自分達の職業に情熱を傾けていただけに、ここ数年戦闘的態度が成長してきていただけに、それだけ困難なゲームだつた。仕事があり、私生活があり、組合運動があつた。それがふさわしい場所にあって、他の領域を侵害してはならなかつた。妻、夫、友人達（まだまだあるのだが）をつれての動員の時代は終つた。

異常な時期だった。何人かの著名な活動家が司法官組合の

存在の必要性についての疑念を口にするのを聞かされた。

一九八三年の市町村議会選挙により事態は正常化することになる。バダンテール・ドフェール論争は、治安と自由の領域での社会党と共産党の言っていることの曖昧性がこの論争により証明されたことでとりわけ意義がある。

言っておかなければならないことだが、彼等にとって事態は悪化していた。左翼は自分の影の後に隠れていた。左翼は自分たちのやっていることについて語る勇気がなかった。移民

仮収容所の解消、単に人道上というより治安上有効な貧困移民に対する援助。左翼は自ら恥じていた。

野党によつて大いに扇動された治安問題の強力な高まりを前にして、社会党のかなりの部分は、何とも月並みな刑罰論議を持ち出し、そのことにより同時に右翼の主張を認めた。これらはすべて、周知のことく、結構な選挙結果のせいであつた。

その時からロベール・バダンテールは攻撃を寄せ付けない存在となつた。自由擁護の化身となつたのだ。いかなる批判ももはや許されなくなつた。あえてやればバダンテール支持者たちの激怒を買つた。

司法官組合は八三年の市町村選挙と一九八三年夏の時期を人種差別主義とありうるファシズムの高まりと分析した。こ

の年の夏には、何人かの「善良な一家の主」が、苛立つて、移民居住区の子供達、特にマグレブ人の子供達に向かつて発砲した。司法官組合は、これは主として、彼等の日常生活を取り巻く状況のせいで自分自身の生活に働きかけることも自分の気持ちを表現することも出来なくなつて、いた人々の境遇に起因するもの、と分析した。司法官組合は、これらの人々に対しても回答を、希望をもたらさなければならないと確信した。

さつそく一九八三年秋に司法官組合は大会を組織し、人種差別問題より優先させて移民問題を大会テーマとして取り上げた。司法官組合は、公権力の関心が移民の組み込みの問題に対しても同様に、しばしば同様の境遇にある若干のフランス人の組み込みの問題に対しても向かられるよう努めた。

不幸なことに、大会の関心は国境の閉鎖と移民の強制国外退去における裁判官の役割に集中した。バダンテール支持者は、司法官組合が攻撃しているのは自分たちの大臣だと思つて激しく反対した。

人種差別主義の高まりについての論議。移民仮収容所における生活。移民の組み込みの日常的様相が政治生活において重要問題としてよつやく登場してくるのはもう一寸あと、ルペンの登場とともにであつた。司法官組合はその時は機会を

逃してしまった。自由の擁護はわれわれが当然なされるものと思つてゐるところでは常になされることは限らないのだ。幸いなことに、SOSラシスムの活動が既にはじめられていた。

当時の政策をもつとも支持していた者たち自身が現在あれほどしばしば投げかけている批判的視線を、この時期に投げかけなければならないのだろうか。結果は大幅に黒字である。

——魔女狩りを行ふことなしに制度の向きを変えさせ、一連の空前の自由のための改革を支持したこと。

——犯罪の処遇に対するアプローチを完全に刷新し、新しい刑事政策の芽を育てたこと。

——ルパン現象を生み出したあの社会的危機が生まれてゐることに気付いて、危機の影響をもつとも受けてゐる市民の身近なところに日常的に気を配る政治が必要なことを強調したこと。

——左翼が権力の座にあるがゆえの組合運動の難しい学習をしたこと。

司法制度の觀点からすると、反対に、成果は貧弱である。すなわち、任命におけるいわゆるガラス張り手続き、職業選挙の際の選出方法のミニ改善。

司法官の身分規程の最小限の改革が挫折してしまったことは非常に残念なことだ。日常生活における民主主義の運営と

権力のよりよい均衡の問題なのに、政治家はこの改革をあまりにも安易に同業組合主義的要求と取り違えるのだ。これは、少々、あたかも通信と自由に関する全国委員会(CNCL)に言及しようすることはジャーナリストたちの同業組合主義の支配下に入ることでしかないと認めるがごときものだ。

こういうことでは制度のもつとも活力あふれる、有能な人材を十分に活用することは出来ない。人事政策の欠如、無関心からか恐れからか、事なきれ主義が勝つた。ルフィガロ紙が見張つているのだ。

この分野における唯一の成果は、逆説的に、裁判官に残された活動の自由である。この自由は、それだけに一層、シャーランドン時代を通じて、裁判に対する政治の圧力を際立たせることになる。若手の司法官達は、あらゆる傾向を通じて、あのような干渉主義的運営をこれまで経験したことがなかつたので、それは我慢ならなかつた。

司法官組合にとっては、この時期は混乱したイメージしか残していない。「左翼の公式の」政策が内閣において策定されているとき、そして我々もまた野党のなかにいないとき、話を聞いてもらうのは難しい。しかしそれが唯一の理由ではなかつた。

一五年あまりの間に司法ジャーナリズムは大きく変わつ

た。記者たちは制度上の問題、運営状況に精通している。彼等はだれがどういうことを言っているかよく知っている、つまりよく知っていると思つてはいる。彼等はいまでは一層、意見を確かめたり、突き合わせたりするためや、反論を引き出すために電話してくる。一五年前には、新しい情勢が生じていると思うと電話で知らせてきて、一緒に分析したものだつた。

それに、裁判自身もおそらく、より地味な地位を取り戻した。必ずしも社会的変革の主要な要素ではなくなったのだ。混乱したイメージではあつたが、司法官職の内部では司法官組合のイメージははつきりと感じられた。何故なら司法官組合は、一九八三年から、そして新たに一九八六年に、職業選挙における司法官の投票の三分の一近くを獲得するからだ。これは、七九年と八〇年という厳しかった年から数年しかたつていないことを考へると、立派な結果だ。

司法官組合は、自己の職業的分野から発想し、新しい活動を考え、作り出してゆくことを再びはじめた。

一九八四年と一九八五年に司法官組合は一連のシンポジウムを組織し、刑事法についてばかりでなく家族法についても取り上げた。司法官組合は二重社会の危機と貧困の増大を強調した。

確かに、司法制度は、小審裁判所の日常的民事裁判についても刑事裁判についても、社会的追放現象の影響と積極的な連帯政策の必要性を真っ先に感じることの出来る地位についた。司法官組合は、犯罪予防政策の必要性と行刑施設に閉じこめることに代替する政策の必要性とを強調しつづけた。

代替政策はだんだんと理解されはじめた。もつとも、それは内閣の政策を通じてというより犯罪予防全国委員会(CNPD)のおかげだったことは、言つておかなければならない。司法官組合はいま一度身分規程問題の打開をはかつたが、不首尾に終つた。

ロベール・バダンテールは彼の原則的政策の配当金を受け取つた。社会党は今や彼を断固として支持した。右翼の勢力増大と「治安という右翼の営業財産」に直面して、彼は左翼の永遠の価値を一身に体現していた。

近年、フランスの刑務所における被拘禁者の数は増大しつづけた。房の占拠率は多くの施設において人間の尊厳と両立していなかつた。この定員超過は環境をきわめて悪化させた。司法官組合の一九八六年度大会は、少々乱暴なのは承知のうえで、挑発的に、長期的展望として刑務所を廃止することを提案した。司法官組合は、裁判官のみならず市民の頭から

も、刑罰といえば刑務所だけという固定観念を追い出そうとしたのだ。それはきわめて文化的問題だった。

司法官組合はまた、人間の尊厳を尊重するために、収容人員の上限を設けること、その上限を超える場合は釈放のもつとも近い被拘禁者が少しばかり早めに釈放され、一定員数を超えて新たに拘禁が出来るようすること、を提案した。

あの一九八一年から一九八六年までの間中、司法官組合が、裁判官にとっては取り上げるのがたいへん難しく、かつ、違ったふうに考えるのがたいへん難しい問題である「刑事政策」と「刑務所」という裁判制度の中核について真っ正面から討議するのが見られただろ。

八六年から八七年の期間についてははどう言えどよいのだろう（そもそも「言つ」必要があるのか）？

われわれは救急車に向かって発砲はしない。「民営刑務所」というイデオロギー的シンボルは新しい刑事政策を明示したものとみなされた。実際、ヴァンドーム広場の官房を構成しているチームと司法官職との間のずれは完全だった。下手といふより無能なため、それらの官房は失敗を積み重ねた。国籍法典、民営刑務所、麻薬中毒という三つの法案が公表されたが、たいへん有難いことにそのいずれも成立しなかつた。

当時司法大臣の官房長だったサドン氏は、古くさい司法官管理方法を復活させることが出来ると思つて、司法官の間に深刻な不安を引き起こした。この不安の念はドロワ事件とグレリエ判事の解任とともに最高潮に達した。

「役務としての裁判」は、司法官全体にショックを与えた。⁽¹⁾

(1) 同様に、パリ重罪公訴部の機密に関する決定、「開発合流点」会社およびシャリエ氏の本物の偽造パスポート事件における弁護、または破毀院によるグレリエ判事の解任。

そのことを理解しなかつたので、シャランドン氏と彼のチームは完全に信用を失ってしまった。それに、司法政策が当時、大部分内務省で策定されていることは一目瞭然であったから、なおさらのことだつた。

司法官組合はさらにもう一度新しいジエネレーションと交替した。しかし司法官組合は厳として存在していた。左翼の時代の複雑さも整理されて明確になつた。勝ち誇つた共和国連合(RPR)の掲げる右翼の諸価値のあまりにも偏狭な表明は、その前の時期に少しばかり「分裂」していく、その制度的、政治的知識が驚くほど増大していたあるひとつの組合を再び強固した。

設立の一〇年後、司法官組合は、壯年に達し、すばらしい

制度的、社会的経験を身につけた組合、そして特別の人間関係のネットワークと思われている。司法官組合の最古参の組合員たちは制度上の責任ある地位を得る年令に達しようとしている。司法官組合はまだ十分に青年であって、無気力にはおちいっていない。司法官組合の主張の多くは、実際、多少とも裁判の日常的運営のなかに入っている。

一定数の望ましい変化について、現在、司法官組合の枠を越えて広い意見の一致が存在している。今や司法制度自体の改革が必要とされる時であることは明らかだ。司法制度自身がそれを必要としている。

民主主義の道具としての制度も、国の変化に従つていかなくてはならない。

より政治的側面では、左翼は一九八一年、フランス国民が信用を失った右翼を拒絶したのだつたのに、勝つたと思ったのだった。一九八八年には、政治的には対等だつたが、左翼は、社会学的側面では、少々古くさく思っていたジャック・シラクの体現していた諸価値に勝つた。

それ故、左翼は、八一年のショックを繰り返さぬよう、左翼の勝利を拒否し、しどろもどろに純粹に権謀術数的な野党を取り込み戦術をとりはじめた。

意表を突く政治の世界。司法官組合はそのよつた政治の世

界とは一線を画しつづけた。

司法官組合は依然として、分析、社会的変化、そして政策提案のための自由に参加できる場所である。司法官組合は、これからやつてくる不明確な時期において、明確化するという関心をそそる役割を演じるであろう。

司法官組合は、二〇年後依然として、集団的に考察し、司法的、政治的、社会的諸問題の知識を身につける恐るべきつばである。司法官組合は依然として恐るべき人間関係のネットワークである。そこにおいては、各人が他の人々と対立し、対決してきたのだが、しかしまだすべての者が、自分が豊かになつたことを自覚し、裁判を、そしてもちろん社会を前進させていくことを自覚しているのである。

〔訳責〕 中村紘一（なかむら・こういち）

〈解説〉

「司法官組合の軌跡」の原題は「Si le Syndicat de la Magistrature nous était conté...」といふ、「R.P.P.」(Revue Politique et Parlementaire) 第九三七号（一九八八年九・一〇月合併号）に掲載されたものである。著者の Daniel Le-cubier, Pierre Lyon-Caen 両氏の本稿の肩書きは、司法官組合の元書記である。

著者の一人、ピエール・リヨン＝カーン氏は、一九八九年秋、

日本の法律家運動の招きで来日され、各地で講演された。当時はポントワーズ大審裁判所所長であった。氏の講演の通訳をしたため、本稿を紹介され、翻訳の許可もいただいた。訳文は一九八九年秋には出来ていたのだが、活字になるのが遅くなりすぎたこととの責めは訳者にある。

ちなみに、ピエール・リヨン・カーン氏の分担は、本稿の前半部分であり、「司法官組合は、こうして、これから検討されることになる巻き返しの時期に入つて行くのである。」という文までである。

中村紘一